

複写サービス契約書

チャレンジいばらき県民運動（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、次の条項により複写サービスに関する契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲に対し、複写サービス（複写機の有する複写機能その他の機能の提供並びに当該機能の維持のための保守、ドラム、トナー等（以下「消耗品」という。）の円滑な供給及び複写機の適切な操作方法の指導をいう。）を提供し、甲は、乙に対し、当該複写サービスに係る料金（以下「複写サービス料金」という。）を支払うものとする。

（複写サービスの実施）

第2条 乙は、複写サービスを提供するに当たっては、別紙複写サービス契約仕様書（以下「仕様書」という。）に従い行わなければならない。

（委託期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は、解除できる。

（複写機種・設置場所・料金）

第4条 複写機の機種、設置場所及び複写サービス料金は、別記のとおりとする。

（複写サービス料金の請求）

第5条 乙は、毎月末日に甲の確認を受けて複写回数を算出し、当該回数に複写サービス料金を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算し、甲に請求するものとする。
なお、各々の計算過程で生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 乙の点検若しくは整備に係る複写及び乙の責めに帰すべき原因による不良の複写は、前項複写回数に参入しないものとする。

（複写サービス料金の支払い）

第6条 甲は、乙から前条第1項の規定による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

（複写機の保守）

第7条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行うものとする。

2 乙は甲から複写機の障害通知を受けた場合は、直ちに技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 乙の作業の実施は、原則として平日の9時から17時までの間に行うものとする。

4 前3項に定めるもののほか、保守サービス等については仕様書のとおりとする。

(消耗品の供給)

第8条 乙は、消耗品の不足を知ったとき、又は甲から消耗品の供給を求められたときは、速やかにこれを供給するものとする。

(複写機及び消耗品等の所有権)

第9条 複写機及び消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

2 甲は、複写機及び消耗品が乙の所有であることを示す表示をき損するなど、複写機の原状を変更するような行為及び消耗品を他に流用する行為をしてはならない。

(保険)

第10条 乙は、複写機に乙の費用で動産総合保険を付保する。

(損害賠償)

第11条 乙は、甲が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ、その賠償を甲に対して請求することができる。ただし、動産総合保険で補てんされた損害に対しては、乙は甲に請求できない。

(機密の保持)

第12条 乙は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(複写サービス品質の保持義務)

第13条 乙は甲に対し、常に良質な複写サービスを提供するよう努めなければならない。

(契約の解約又は解除等)

第14条 甲又は乙は、原則として2か月前までに文書によって相手方に通知することにより、この契約の一部もしくは全部を解約することができる。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、書面により通告した上で、この契約を解除することができる。

3 甲は、乙が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであることが判明したときは、この契約を解除することができる。

4 第2項及び第3項の規定による契約の解除により損害が生じたときの賠償に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第15条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 水戸市三の丸1-5-38
チャレンジいばらき県民運動
理事長 藩谷 定俊

乙

別記

- 1 複写機機種・設置台数 1 台
- 2 設置場所 チャレンジいばらき県民運動 事務室
(水戸市三の丸 1-5-38 茨城県三の丸庁舎 2階)
- 3 契約単価 円／カウント（消費税相当額を含まない）
※乙の技術員による複写機の点検及び調整に伴う加算カウント、及び不良コピーによる加算カウント相当分（使用枚数の 1%）は、積算カウント数から控除すること
※トナー、ドラム及びその他消耗品（ただし、用紙とステープルを除く）代は上記複写サービス料金に含むこと